

第4次会津若松市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・  
第3期障がい児福祉計画（案）への意見募集結果

「第4次会津若松市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定するにあたり、計画（案）に対する市民意見公募（パブリックコメント）を実施しました。その結果及びお寄せいただいたご意見に対する市の考え方についてお知らせします。

1. 募集期間 令和5年12月22日～令和6年1月22日
2. 提出意見 1団体から7件のご意見がありました。
3. 意見の要旨と市の考え方

	意見の要旨	市の考え方
1 精神障がい者の推移（P 14）	精神障がい者の推移の中に、一定数の発達障がい者が手帳取得していることが含まれることにも触れてはどうか。	精神保健福祉手帳は、県が発行しており、発達障がい者の割合等については把握しておりません。 しかし、発達障がいについての理解促進は重要であることから、資料集等での説明を検討いたします。
2 地域生活支援拠点等の有する機能（体験の機会・場の検討）（P 56）	体験事業の利用減少についての要因の精査や、ニーズ調査を行うという点について加筆してはどうか。	地域生活体験事業の利用減少の要因については、グループホーム数が増加し、その体験利用が増えたためと表記しております。ニーズ調査については、行わない予定です。 なお、当該事業については再編等を検討してまいります。
3	「重層的な相談支援体制」というタイトルが「重層的支援整備事業」と混同しやすいため、「障がい児者分野の重層的な相談支援体制」としてはいかがか。	ご意見を踏まえ、表記の修正の検討をいたします。
4 相談支援体制について（P 66）	基幹相談から相談支援事業所・地域障がい者相談窓口に対しての矢印は、「指導・助言・支援」としてはいかがか。	相談支援事業所等に対し、基幹相談支援の主たる役割として「指導・助言」と表記しております。

5	<p>相談支援体制について (P 66)</p>	<p>基幹相談の主な役割について、厚生労働省資料に合わせて、「地域づくり」を加筆してはどうか。</p>	<p>現計画期間での基幹相談支援の主たる役割として、①支援に関する専門的な助言・指導、②研修開催などによる人材育成を表記しております。      なお、厚生労働省が令和6年度以降の新たな役割として「地域自立支援協議会の運営への関与を通じた基幹相談の『地域づくり』の業務」を示していることから、今後の業務内容への位置づけについて検討してまいります。</p>
6	<p>相談支援体制について (P 68)</p>	<p>複雑な課題を抱える家庭への支援については、重層的支援体制整備事業との整合を図りながら行う、という文言を加筆するとよいのではないかと。</p>	<p>ご意見のとおり、複雑な課題を抱える家庭への支援は、関係機関との連携及び重層的支援体制整備事業における支援や調整が必要です。      そのため「今後も、関係機関との連携を推進し、相談機能の強化に取り組む必要があります。」と表記しております。</p>
7	<p>相談支援事業について (居住サポート事業) (P 129)</p>	<p>「居住サポートの機能を付加し、住まいの確保に係る支援も提供しています」の後に、「今後は機能の維持だけでなく、居住支援法人などの既存の関係機関との連携を図る」ということについても加筆してはどうか。</p>	<p>基幹相談支援における「機能」の概略として表記しております。      なお、現状でも関係機関との連携を図りながら事業を進めており、今後も適切な事業継続に努めてまいります。</p>